

令和8年6月3日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議 事 日 程 （第4号）

令和8年6月12日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

- (1) 佐久間 秀 之 議員
- (2) 高 山 佳 久 議員
- (3) 平 ゆき子 議員

第2 報告第1号から第2号並びに 議案第1号から第12号までの 質疑後委員会付託

第3 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第４号）

令和８年６月12日（金）午前10時00分 開議

○議長（向後研二君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（向後研二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ —————

一 般 質 問

○議長（向後研二君） それでは、これより議事日程に基づき、議事に入ります。

議事日程第１「一般質問」を行います。

昨日からの一般質問を続行します。

本日は、質問順位11番から13番までとします。

それでは、最初に佐久間秀之議員の一般質問を許します。佐久間秀之議員。

（３番 佐久間秀之君登壇）

○３番（佐久間秀之君） 皆様、おはようございます。公明党の佐久間秀之でございます。

よく、議会と行政は車の車輪に例えられます。そしてその構成員である市長を中心とする当局の皆様も、議長をはじめとする我々議員も、安心安全で誰にとっても住みやすい茂原市をつくるという共通の目標を持ったチームであると私は確信しております。何が言いたいかということ、人と人が力を合わせて、人のために行っている。そうであるならば、私たちが抱える課題の解決策や目指すべきゴールは、今この瞬間も地域で生きる目の前の人の声の中にこそあるはずです。本日は、そうした現場のリアルな声を少しでもお届けし、皆様と共に、未来志向で前向きな解決策を議論してまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして、元気いっぱい、一般質問、３問質問させていただきます。

初めに、交通安全について質問いたします。

自転車事故の防止対策について伺います。先般、市長は御挨拶の中で、都内の住宅価格高騰を受け、都内から地方都市へ移住する方が増えており、十分に通勤圏内である本市にとってチャンスと捉えている。現役世代に選ばれるまちを目指すとして力強く語られておりました。私は、

このことは時代の波を捉えたすばらしい戦略であると感じます。この好機を確実なものにしなければなりません。

都内から移住を検討する子育て世代が住まい選びにおいて極めて重視するものの1つとして、駅までの通勤ルートや子どもたちの通学路の安全性が挙げられます。特に自転車を利用した際のインフラ環境はシビアに見られるそうです。近年、自転車が歩行者に衝突し重篤な後遺症を負わせたり、最悪の場合は死亡させたりする痛ましい事故が全国で後を絶ちません。令和6年に可決され、本年4月より施行された改正道路交通法による、いわゆる青切符、反則金制度の導入は、自転車は被害者になり得るだけではなく、重大な加害者になり得る車両であるという、この乗り物に対する社会的な認識の大転換を意味しております。

本市においても、市民の命を守るため、自転車の交通安全について、これまでの被害者にならない対策から加害者を出さないための対策へと、1段高いレベルの取り組みが急務であると考えます。市の第11次交通安全計画においても「自転車が加害者となる事故が発生している」と明記され、問題意識は市の中でも既に共有されております。しかし、計画に書くだけでは、事故は防げません。青切符が導入された今、この加害者リスクの恐ろしさを具体的にどう市民に自分事として啓発していくのか。計画を一步進めた具体的なアクションを求めます。

そこでまず、過去3年間の本市内における自転車事故の件数及び交通事故全体に占める割合の推移と、市としての現状認識を伺います。

次に、意識改革の要となる教育、啓発について伺います。

昨年度、本市が実施した交通安全教室の開催回数と、その主な内容について伺います。

次に、自転車の交通安全に関わるインフラ整備について伺います。

本市の最上位計画である茂原市総合計画には、「自転車歩行者道等の整備を計画的に進める」と明記されております。しかし、自転車の走行は原則車道であるというルールが厳格化され、青切符が導入される現在の社会情勢において、ただ単に歩行者と同じ空間に自転車を通らせる旧態依然とした整備では、かえって歩行者を危険にさらすことになります。

今回の一般質問に際し、調査なくして発言なしとの思いで、現場調査を徹底してまいりました。茂原駅南口へ至るバス通りの歩道、榎木町や駅前通り商店街、そして東部台の生活道路、電車通勤の方の帰宅時間の夜の新茂原駅や本納駅周辺など、市内には歩行者、自転車、自動車の錯綜による危険箇所が数多く存在することを確認しております。

そこでまず、総合計画に掲げられたこの計画的な整備について、現在の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

次に、命を守る装備であるヘルメットの購入補助金について伺います。

自転車乗車用ヘルメット購入補助金、長い名称なのでヘルメット補助金と略しますが、こちらの質問をさせていただきます。

そして最後に、自転車保険について伺います。万が一、本市の市民が自転車事故の加害者になってしまった際、被害者の確実な救済と加害者自身の生活破綻を防ぐ自転車損害賠償保険の役割は極めて重要です。千葉県では、令和4年7月より自転車保険の加入が義務化されました。千葉県自転車条例の施行を契機として、県民の皆様に守っていただきたい自転車の安全利用ルールを10項目にまとめた、ちばサイクルルールにおいても、1番目の項目として、自転車保険に入ろうと呼びかけをしております。

そこで、本市における自転車保険の加入状況と、未加入者に対する加入促進の取り組みについて伺います。

2点目として、健康寿命の延伸について伺います。

フレイル予防及びプレフレイル予防について質問します。

人生100年時代、誰もが健康的で生き生きと暮らせる茂原市を実現するためには、健康寿命の延伸が不可欠です。そこで鍵となるのが、フレイル及びその前段階であるプレフレイルの予防です。現状、多くの市民は、フレイルは70代以上の高齢者の問題と捉えております。しかし、現実には、人生の折り返し地点である50代から、既に筋肉量の減少や社会的なつながりの希薄化は始まっております。医学的なデータによれば、人間の筋肉量は40代から50代にかけて、年間約1%ずつ減少し続けていることが分かっています。さらに、製薬企業が最近行った実態調査では、働き盛りである50代の約9割がフレイル、または予備軍であるプレフレイルの予兆を抱えているという衝撃的なデータも示されております。

私は、フレイル予防に早過ぎるということではなく、年齢に関係なく、気がついたときがスタートであると考えます。高齢期になってから慌てるのではなく、現役世代から、プレフレイルの予防を含め、市民が抱えている自分にはまだ関係ないという意識のギャップをいかに埋め、行動変容を促すかが本市の将来を左右する重要な課題です。

そこで伺います。本市におけるフレイル予防及びプレフレイル予防についての見解と、現在の取り組みについてお聞かせください。

最後に、ごみ問題について伺います。

まず、可燃ごみの排出削減について質問いたします。

カーボンニュートラルの実現と持続可能な行財政運営のために、本市における可燃ごみの削

減は最優先で取り組むべき経営課題です。そこで、可燃ごみ削減に向けた現状と課題について、本市における過去３年の可燃ごみ排出量の推移と、一般廃棄物処理基本計画の目標に対する現在の達成状況を伺います。

次に、可燃ごみの中の生ごみに焦点を当てて伺います。可燃ごみに対する生ごみの割合は30%から40%と言われており、最も高い割合を占めております。この生ごみですが、私たちは通常、日常的に指定袋に入れ、燃えるごみとして集積所に出しています。行政も燃えるごみとして収集していただきます。しかし、果たして生ごみは本当に燃えるごみなのでしょうか。

私は、生ごみは燃えるごみではなく、実は燃えにくいごみであると考えます。その理由ですが、重量の約８割が水分だからです。水を燃やす。無駄なことの例えとしてことわざにもなりそうな内容ですが、生ごみはそのままでは決して燃えません。無理やり水を燃やしているのが実態です。

この燃えるごみという言葉そのものが、市民から本当は燃やすための膨大なコストと労力がかかることを見えなくさせてしまっているのではないのでしょうか。市民に生ごみの水切りを徹底していただくことは、単なる環境モラルではなく、多額の維持管理費を削減し、何十億円かかるであろう次期ごみ処理施設の修繕・建設費を抑えるための最大の防衛策であると考えます。この財政的インフラ維持の観点から、生ごみ削減の重要性について、市の認識を伺います。

最後に、指定ごみ袋について伺います。

現在、市内で指定ごみ袋を取り扱っている販売事業者の総数、そのうち直接市本庁舎に、窓口に来庁して購入、仕入れをしている事業者の総数を伺います。また、本庁舎における購入の具体的な手続フローと決済方法、現金のみか等について、現状の事実を確認いたします。

以上で１回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（向後研二君） ただいまの佐久間秀之議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

市長 市原 淳君。

（市長 市原 淳君登壇）

○市長（市原 淳君） 佐久間秀之議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私から、ごみ問題についての中で、生ごみ削減の重要性についての御質問でございますが、生ごみは多くの水分を含んでいるため、削減することでCO₂排出量の減少や廃棄物の輸送量等の削減が期待されます。また、可燃ごみ処理にかかる費用が年々増加傾向にあり、生ごみの発生抑制や資源化を進めることが、将来的な処理コストの抑制につながるものと考えております。

私からは以上です。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

（市民部長 白井康史君登壇）

○市民部長（白井康史君） 市民部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

交通安全についての中で、自転車事故防止対策に関する御質問の本市における過去3年間の自転車事故の件数と交通事故全体に占める割合でございますが、令和5年が50件、18.8%、令和6年が37件、14.8%、令和7年が36件、15.7%となっております。過去3年間の自転車事故の件数は減少しておりますが、今後も自転車事故防止のため、利用者一人ひとりの交通ルールの遵守が重要であり、交通安全意識の向上が不可欠であると認識しております。

次に、昨年度実施いたしました交通安全教室の開催回数ですが、私立幼稚園1園1回、小学校11校12回、中学校4校4回、合計17回です。また、交通安全教室では、茂原警察署交通課、茂原交通安全協会茂原支部の協力を得て、児童生徒の自転車の安全な乗り方や正しい歩行の仕方、横断歩道の正しい渡り方等について実施しております。

次に、ヘルメット補助金に関する御質問でございますが、本市の自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付実績につきましては、令和6年度824件、令和7年度665件でした。今後の見通しですが、今年度5月末で112件の申請があり、道路交通法改正の影響もあり、加えて、申請の受付期間を昨年度より早く開始したことから、申請件数が増えるものと見込んでおります。

次に、自転車保険に関する御質問でございますが、自転車保険の加入状況につきましては、民間の保険会社等での取扱いであることから状況を把握しておりませんが、千葉県で実施いたしました令和7年度第4回ちばインターネットアンケート調査では、自転車利用者のうち71.1%が自転車保険に加入しているとの県内の結果となっております。また、加入促進の取り組みにつきましては、市ウェブサイト等で自転車保険への加入が義務であることを周知するとともに、交通安全運動等を通じて、自転車の安全利用と併せ、保険加入についての周知啓発を行っております。

次に、健康寿命延伸についての中で、フレイル予防についての本市の見解と取り組みについての御質問でございますが、プレフレイル予防につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の中で、フレイル予防と連携した取り組みが重要であると考えております。

本市では、健康増進計画である健康もばら21に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目途に、ライフステージに応じた様々な取り組みを行っております。具体的には、市民一人ひとりが自身の健康状態を意識し、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、特定健康診査の受診

勸奨をはじめ、市が作成したウォーキングマップを活用したノルディックウォーキング教室の開催や、栄養バランスを意識した料理教室を開催しております。また、出前講座やSNSを活用したオーラルフレイル予防の啓発にも努めているところでございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

（都市建設部長 小高一宏君登壇）

○都市建設部長（小高一宏君） 都市建設部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

交通安全についての中で、総合計画に掲げられた計画的な整備についての御質問でございますが、歩行者、自転車の安全確保につきましては、令和3年の八街市の交通事故を受けて、小学校通学路の緊急点検を実施し、危険箇所の歩道整備事業を優先的に進めております。今後、自転車の安全対策につきましては、他自治体の先進的事例等を調査し、関係機関と協議してまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

（福祉部長 佐久間栄一君登壇）

○福祉部長（佐久間栄一君） 福祉部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

健康寿命の延伸についての中で、フレイル予防における本市の見解と取り組みについての御質問でございますが、フレイル予防につきましては、高齢者が日常のごくささいな衰えに少しでも早く気づき、改善に取り組むことで、健常な状態に戻れる可能性が高く、健康寿命の延伸につながるものと考えております。現在の取り組みといたしましては、フレイルサポーターが主体となって行うイレブン・チェック等を用いたフレイルチェックや、専門職による地域の通いの場での健康教室や健康相談などにより、フレイル該当者に対し生活改善に関する指導を行っております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 鬼島啓太君。

（経済環境部長 鬼島啓太君登壇）

○経済環境部長（鬼島啓太君） 経済環境部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、ごみ問題についての中で、可燃ごみ排出量の過去3年の推移と、一般廃棄物処理基本計画の目標に対する達成状況についての御質問でございますが、本市の可燃ごみの排出量は、令和5年度2万6697トン、令和6年度2万5851トン、令和7年度2万5518トンで、減少傾向となっております。長生郡市広域市町村圏組合が策定いたしました一般廃棄物処理基本計画におきましては、本市の令和7年度可燃ごみ排出量の目標値は、令和2年度実績の11.5%減、2万4622トンとなっており、令和7年度末時点での達成率は96.5%でございました。

次に、市内の指定ごみ袋販売事業者数と市役所での購入手続についての御質問でございますが、令和8年5月末時点において、市内ごみ袋販売事業者は129店舗で、そのうち市役所で購入している事業者は49店舗となっております。ごみ袋の購入手続につきましては、決済は現金のみで、初めに6階環境保全課の窓口で申請いただいた後、2階の指定金融機関で代金を納付していただきます。購入が5000枚未満の場合は、支払い後、市役所わきの倉庫にて手渡しでの納品となり、5000枚以上の場合は、お支払い後、環境保全課窓口へお戻りいただき、店舗への直接配送を手配しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） それでは、これより一問一答方式にて再質問させていただきます。

過去3年間の本市の自転車事故の件数について答弁いただきました。本市は若干の減少傾向にあることは確認いたしました。しかし、決して油断できる状況ではありません。警察庁が公表しているデータによると、全国の自転車事故の件数は、10年前と比較し、約3万件減少したのに対し、交通事故全体に占める割合は約5%上昇しております。さらに、国土交通省によると、過去10年間の推移で自転車関連事故全体が5割減少したことに対し、自転車対歩行者の事故は約1割減少にとどまっております。自転車が加害者となる歩行者との事故が全国的に目立っております。

この全国的な傾向は、本市にとっても決して対岸の火事ではございません。ひとたび加害者となった場合は、相手が歩行者であれば数千万円、ときには1億円近い賠償金を命じられる判決も出ております。市はこうした加害者となった際の社会的・経済的責任の重さについて、市民に対してどのように周知されているのか、取り組みを伺います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 市公式ウェブサイトと千葉県ウェブサイトへのリンクを掲載し、情報提供に努めておりますが、茂原市としての周知は行っておりません。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 単なる件数の把握にとどまらず、人生を狂わせかねない加害者リスクを自分事として捉えさせる啓発を強く求めます。

次に、交通安全教室について答弁をいただきました。自転車への青切符導入は、自転車が車両であり、違反には厳しい罰則が伴うという社会的な転換点であります。具体的には、ながらスマホには最高額の1万2000円、信号無視や右側通行、逆走には6000円、一時不停止やイヤホン・傘差し運転には5000円といった、決して安くない反則金が課せられることになります。し

かし、今回の法改正は、厳しい取締りだけが目的ではございません。正しいルールを知ること
で、自分や家族をトラブルから守り、安心して自転車を利用できるようになります。

そこで、法改正を背景として、自転車利用者への法的知識の周知と、ルール違反は重大な加
害者になり得るという責任意識の向上を図る今後の取り組みについて伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符の内容も反映され
た千葉県自転車安全利用ルールの周知と、交通安全教室の実施や市ウェブサイトの拡充など、
さらなる安全・責任意識向上のための啓発を行ってまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 青切符の導入により、16歳以上は交通反則金の対象となります。知
らなかったでは済まされません。私は、しっかりと小学校、中学校の段階から、この交通安全
教室の内容について、講話を聞くだけのものではなく、現場での複雑な判断を養うための、例
えば生徒自らが通学路の危険箇所を分析し、どう走るべきかを互いに議論する探究型、参加型
のプログラムや、万が一自分が自転車事故の加害者になってしまった場合、どう対処すべきな
のか、救護義務は、警察への通報は、保険の適用などを具体的に学ぶ機会を取り入れるなど、
交通安全教室について、加害者にならないための実践的な内容へアップデートすべきと考えま
すが、見解を伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 現在実施しております交通安全教室では、講話だけではなく、歩
行者用、自転車用と、実技を含めた教室を実施しております。御提案のございました交通安全
教室の内容につきましては、協力いただいている茂原警察署交通課、茂原交通安全協会茂原支
部とも共有し、今後の見直しについて検討してまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 前向きな答弁をありがとうございます。茂原市交通安全計画の中に
「参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進する」とはっきりとうたわれております。計画
が目指す実践型プログラムへと早期に充実させていただければと思います。

また、事故の当事者になりやすい高齢者や一般市民に向けた安全教室も地域と連携して進め
ていただくよう、こちらは要望とさせていただきます。

さらに、茂原市交通安全計画の中で、「社会人等は交通安全教室を受ける機会が少ない」と
明確に課題を示されております。この機会の少ない社会人の最たる例が、私は技能実習生など

の外国人労働者ではないかと考えます。最近、彼らが自転車で通勤等する姿を頻繁に見かけるようになりました。彼らにとっては自転車は生活の足ですが、母国とのルールの違いにより無意識のうちに危険な走行状態となり、加害者になるリスクを抱えているケースも散見され、取り組みが急務であると考えます。彼らへの交通ルールの周知にあたっては、雇用している個々の受入れ企業に任せるだけでは限界があります。

そこで伺います。交通安全の実効性を高めるためには、技能実習生などの外国人への交通安全教育について、受入れをサポートしている、また入国後の生活指導を担っている管理団体や登録支援機関、コーディネート機関など、関係機関と連携する仕組みづくりが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 外国人への交通安全教育の必要性は重要であると考えておりますので、茂原市で国際交流の中心となっている茂原市国際交流協会等との協力について、千葉県、警察等との関係機関と検討してまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 前向きな答弁であると感じました。真の多文化共生社会を実現するためには、単に受け入れるだけではなく、日本のルールをしっかりと理解し、守ってもらうことが地域社会の安全安心、そして彼らも含めた住民同士の信頼関係の構築には不可欠であると考えます。ぜひ推進していただけるよう、重ねて要望させていただきます。

次の質問に移ります。インフラ整備について伺います。

八街市の事故を受けた通学路整備を優先しているとの御答弁がありました。しかし、先ほど触れた茂原駅南口のバス通りは、小学生の通学路です。私が現地で調査を行った際、実に9割近い自転車が障がい者のための点字ブロックが敷かれている歩道を走行しているという、極めて危険な調査結果が得られました。また、商店街の一方通行区間でも、自転車の走行位置が曖昧なため、逆走が見られます。こうした危険箇所において、自動車、自転車、歩行者が安全に共存できるよう、自転車の走行位置と進行方向を視覚的に明示する矢羽根型路面標示の設置を進めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） 矢羽型路面標示は自転車の通行位置と進行方向を示し、ドライバーへの注意喚起の役割があるため、設置を進めるべきと認識しておりますので、交通状況を踏まえて今後検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） ぜひ早期の検討をお願いいたします。

続いて、生活道路の安全対策について伺います。

先日、東部台にお住まいの方から、小学生の通学時間帯に、幹線道路を避ける抜け道として通勤車両がスピードを出して頻繁に通り返り、極めて危険だと切実な御相談をいただき、現地調査に赴いた経緯がございます。このような中高生や児童の命を脅かす生活道路の危険に対し、国の計画でも推奨されている、これまでのゾーン30に、物理的に車の速度を落とさせるハンプ、速度を落とさせるための道路の段差や狭窄などのハード整備を組み合わせたゾーン30プラスの導入を積極的に進めるべきでございます。

その際、どこに対策が必要かという住民との合意形成においては、テレマティクス技術の活用が有効です。このテレマティクス技術の活用については、昨年の議会でも会派の石毛代表が質問したところでございますが、先進事例として、荻窪駅周辺の住宅街では、国土交通省が保有するETC2.0のビッグデータを活用し、どの車が、いつ、抜け道としてスピードを出して走っているかを客観的に分析して、ゾーン30プラスが導入されました。こうした先進事例のように、テレマティクス技術等のビッグデータを活用し、客観的エビデンスに基づいた危険箇所にはゾーン30プラスの整備を進めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） ゾーン30プラスとしての物理的速度抑制対策の整備は、交通安全に有効な手段であると認識しております。しかしながら、令和8年9月から住宅地等の生活道路は制限速度が時速30キロメートルに制限されることから、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 私もこの9月の法改正を契機として、安全意識の向上に大いに期待するところでございます。しかし、標識やルールが変わっただけで、そもそもこうした生活道を抜け道として急ぐ車両が素直に速度を落とすでしょうか。ぜひ客観的なデータに基づく対策を要望いたします。

次に、夜間の自転車通行環境について伺います。

こちらも高師にお住まいの方から、夜間の自転車走行時の新茂原駅方面からの歩行者の視認性について御相談をいただきました。現在の市の防犯灯設置基準では、道路の片側のみの設置で基準を満たす箇所が多くあります。実際に新茂原駅から萩原小方面には、住宅地側に多くの

防犯灯が設置されております。しかし、車道、車道左側通行を徹底される自転車にとっては、照明のない反対側の路肩は暗闇を帰宅する歩行者が死角となり、調査をしてみると実際に極めて危険な状態でした。昨年の中学生議会においても、この夜間の暗さについては切実な提案がなされております。

私は、既存の防犯灯ルールに固執するのではなく、それとは別に、交通安全対策として、自転車が実際に走る路肩の安全性を確保するため、特に歩行者や車両も多く通行する茂原駅、新茂原駅、本納駅などの駅周辺においては新たな道路照明を設置すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） 議員御指摘のとおり、各駅周辺の危険性が高い箇所の状況把握に努めてまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 市民の声に耳を傾けていただけるということで、心強く感じます。これら自転車の安全対策を強力に進めるためには、どうしても財源をどうするかが課題となります。私は、ぜひ国の補助金を積極的に活用いただきたいと思います。そのためにも、自転車の走行位置を明示する矢羽根型路面標示、物理的デバイスを用いたゾーン30プラス、そして新たな道路照明整備、これらを単発の点や線の事業としてばらばらに行うのではなく、特定の区域を面として総合的に整備する新たな計画を策定することを提案します。明確な計画を策定することで、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金などの国の補助制度の活用について、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） 様々な交通安全対策事業の中から、本市の実情に合った補助制度の活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 改めて茂原市の目指す未来へつながる交流拠点都市、まずはその玄関口であり、まさに多くの通勤・通学者が行き交う駅周辺の環境整備、こちらを補助金を活用し、駅周辺のパッケージとして、本市の交通安全インフラをアップデートしていただくことを強く要望し、この項目の質問を終わります。

次に、ヘルメット購入補助金の実績について答弁をいただきました。今年度の申請数について、増えるものと見込んでいるとの前向きな答弁でございます。しかし、この増加を単なる法

改正による自然増に任せるべきではございません。

本市の制度は、2月、3月の進学準備期に購入した分も遡及していただき対象となる大変すばらしい仕組みです。しかし、最大の課題は、その事実を肝心の保護者が2月、3月の時点で知らないということです。5月になってから市の広報を見て制度を知っても、既に領収書を捨ててしまっており、申請を諦めるケースが発生しております。加えて、今年度から県立高校ではヘルメット着用が義務化されました。私は先日、高校生のヘルメット着用について、実際に県立高校を訪問し、着用状況を調査してまいりました。自転車通学者294人に対し、ヘルメット着用は174人、約60%の着用率でした。高いなと思ったんですけれども、その調査の中で、本市の補助金制度の周知が行き届いていないために、せっかくの制度の恩恵を受けられず、結果として中学生のときから使っているヘルメットを高校でもかぶり続けている生徒が実際に多数いらっしゃいました。

予算が上限に達していないのは、需要がないからではなく、市のPRが待ちの姿勢になっており、本当に必要なタイミングで情報が届いていないからではないでしょうか。制度を無駄にしないためにも、中学校の卒業前、2月頃に、学校を通じて高校生へ、高校への自転車通学でヘルメットを購入するなら領収書は必ず保管しておいてくださいというプリントを直接配布するなど、予算を確実に市民に届けるためにも、補助金制度の周知について、プッシュ型の事前周知へ転換すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の啓発につきましては、市公式ウェブサイト、広報及び自治会回覧での周知のほか、ヘルメット販売店や市内学校関係を訪問し、広く周知を図っております。申請数増加のため、周知時期や方法について、他の自治体の状況を参考にして取り組んでまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） よろしく願いいたします。

次に、申請ルールの複雑さについて伺います。予算が余ってしまっているもう一つの大きな原因は、申請手続の分かりづらさもあるのではと考えます。本制度は1人1回までという制限がありつつ、未成年が使用する場合は保護者が申請するのが原則となっております。

ここで現場の保護者から混乱の声が上がっております。例えば保護者自身の分と高校生の子どもを一緒に買いたい場合や、未成年の兄弟2人分を同時に申請したい場合、誰の名義でどう申請すればよいのか。保護者が申請者となると、保護者自身の1回の権利を消費してしま

うのではないかと等、非常に分かりづらい運用になっております。せっかく予算があるのに、手続の煩雑さが市民の申請を諦めさせているとすれば、制度の趣旨に反します。手続をもっと分かりやすく簡素化することで申請のハードルを下げるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 自転車乗車用ヘルメット購入補助金の申請手続についてですが、申請手続に係る案内、申請書等について、より分かりやすくなるよう改善を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 大変前向きな御答弁をいただきました。市民の目線に立った迅速な対応を検討いただけるということで、率直に感謝申し上げます。市民の皆様が真に、これなら簡単に申請できると実感できる実効性のある手続改革となるよう、よろしくお願いいたします。

次に、自転車保険について答弁をいただきました。千葉県では条例で加入が義務化されていますが、実態として、未加入者がゼロではありません。現在行っている「加入しましょう」だけの広報活動ではなく、例えばヘルメット補助金の申請時や学校での自転車通学の許可を出すタイミングなどで、市としてももう一步踏み込んだ実効性のある加入促進が必要であると考えますが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 自転車保険につきましては、交通安全教室実施の際や自転車乗車用ヘルメット購入費補助金申請時などの機会を活用し、加入促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 要望になりますけれども、交通安全教室やヘルメット補助金の申請といった具体的な機会を捉えて加入促進を図るという方針を御答弁いただき、実効性のある取り組みとして高く評価いたします。早期実施をぜひよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

本市におけるフレイル予防及びプレフレイル予防についての見解と、現在の取り組みについて答弁をいただきました。様々なメニューを御用意していただいていると理解しました。本市のホームページを見てみると、イレブン・チェックや指輪っかテストなど、自身の状態を把握するための大変すばらしいツールが多数掲載されていることを評価いたします。

しかし、ここで改めて、意識のギャップという視点で考えてみてください。日々仕事に追わ

れ、自分はまだフレイルなんて関係ないと思い込んでいる50代、60代の現役世代が、自ら市のホームページを開いて、このチェックテストを自主的に行うでしょうか。答えはノーです。

現在、市の情報発信は、既に健康意識が高い方に向けた待ちの姿勢、プル型になっているように感じます。本当に早期介入が必要な無自覚なプレフレイル層には、情報は必ずしも届いているとは言えません。せっかくのすばらしいツールを宝の持ち腐れにしないためには、待つのではなく、彼らの日常の動線に割り込む攻めの姿勢、プッシュ型が必要です。

まずは、現状のギャップに強制的に気づきを与えるため、40代から70代前半を対象とする特定健康診査の問診や結果通知の中に、このホームページに掲載している指輪っかテストやイレブン・チェックを組み込み、あなたの現在のリスクとして直接提示することが有効と考えますが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 特定健康診査の対象となる40歳代から健康意識を醸成することは有効な取り組みであると考えておりますので、結果通知を活用した周知方法を検討し、実施してまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 大変心強い答弁です。そのうえで、次のステップとして、リスクに気づいた現役世代にどう行動変容を促すかが重要です。

近隣の山武地域では、働き盛りの40代から始めるプレフレイル予防と銘打ち、労働基準監督署等とも連携して、職場で仕事の合間にできるWORK+10の体操などを推進する独自のパンフレットを作成しております。本市においてもこれらを参考に、行政単独ではなく、商工会議所など市内の経済団体や企業と強固に連携し、現役世代の生活基盤である職場、職域に直接入り込んだフレイル予防戦略を展開すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 職域の健康づくりについては、長生保健所地域職域連携推進協議会を通じて市内事業所の健康教育の充実に努めております。今後は健康教育の対象となる事業所を増やしていくことが課題となりますので、その中で商工会議所等とも連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 御答弁ありがとうございます。当市には、コロナ禍のワクチン接種での職域連携のノウハウが実はございます。ぜひ強力に推進をお願いいたします。

さて、現在本市ではフレイル予防として、もばら百歳体操などを推進されており、大変有意義な取り組みであると評価しております。しかし、実際の現場の様子を拝見すると、圧倒的に女性の参加者が多く、男性の参加者が少ないという大きな課題を抱えているのではないのでしょうか。定年退職後の男性は地域でつながりが希薄になりやすく、家に引き籠もる社会的フレイルのリスクが極めて高い状況にあります。一方で、現在の70代はディスコブームなどを経験した活力ある世代であり、高齢者の健康づくりイコール公民館での静かな体操という固定観念のままでは、参加をためらう層、特に男性の心は動かないのではないのでしょうか。ここにも意識のギャップが存在しているように感じます。

そこで提案です。東京都目黒区や長野市などの自治体で大盛況となっているシニアディスコという事業がございます。懐かしい音楽に合わせて踊ることで、全身運動、脳への刺激、そして何より、体操には行かないけれども、音楽やダンスなら行ってみたいという男性層の社会参加を強力に促す、医学的エビデンスも実証されている立派なフレイル予防です。この取り組みを本市で推進する際、例えば市内の高校のダンス部などとコラボレーションを図ってはどうか。若者からステップを教わり、シニアが昔のステップを見せる。若者には地域で活躍する出番となり、世代間のギャップを音楽が埋める最高の多世代交流となります。このような既存の取り組みだけではなく、シニアディスコなどのエンタメ型の健康づくりを推進することが有効と考えますが、見解を伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） シニアディスコをはじめとするエンターテインメント型の事業は、百歳体操等への参加をためらう方々への社会参加とフレイル予防に一定の効果があると考えますので、他の自治体の取り組み状況を注視してまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 既存の固定概念にとらわれない多様な参加の入り口を用意していただくことを要望いたします。

次の質問に移ります。

可燃ごみ及び生ごみについての現状とインフラ維持に向けた削減の重要性について、答弁をいただきました。市としても、生ごみの発生抑制が将来的な処理コストの抑制につながると明確に認識されていること、大変心強く思います。しかし、この極めて重要な事実を市民に伝える際、年間何トン減らそうという重量ベースの呼びかけだけではなかなか当事者意識は生まれません。行動変容を促すために必要なのは、金額の見える化ではないのでしょうか。

今年度、長生郡市では待望の10リットル指定ごみ袋が導入されました。この絶好のタイミングを生かし、広報紙等で大々的な可燃ごみ削減キャンペーンを行うことを提案いたします。他市のように何十種類もの複雑な分別を強いるのではなく、茂原市は、誰もが手軽にできる、生ごみを捨てる前にぎゅっと一絞りというワンアクションに絞って提案してはいかがでしょうか。この一絞りでごみ袋が小さくなり、家計も助かる。さらに、市全体で年間何万円の税金が削減効果があった。このように具体的な金額メリットとワンアクションをセットで発信すべきです。市民の行動変容を強力に促す戦略について、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 鬼島啓太君。

○経済環境部長（鬼島啓太君） 処理経費の具体的な節減額を算出することは困難ではございますが、一般的に生ごみを水切りすることで約5%から10%の減量効果があると言われております。ワンアクションを発信していくことは、ごみの減量化の促進や市民の行動変容にも有効であると考えております。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 具体的な節減額の算出は困難との御答弁でございましたが、現在本市が可燃ごみを処理するためにかかっている1トン当たりの処理単価は、当然ながら既にデータとして把握されていると思います。そうであれば、その現在の処理単価に、目標達成までに減らすべき残りのごみの量、令和7年度で言えば、目標値である2万4622トンと現状の2万5518トンとの差分、896トンに処理単価を掛け合わせることで、仮に一般廃棄物処理基本計画の目標を100%達成できたときに削減できる処理費用の概算は論理的に導き出せるのではないのでしょうか。厳密な1円単位の数字である必要はございません。ぜひ金額ベースと、ぎゅっと一絞りというワンアクションをセットで可燃ごみ削減を推進し、目標達成を目指していただきたいと思います。こちらは要望でございます。

手軽な一絞りの啓発と同時に、生ごみを家庭で処理しようという意欲のある市民を全力で支援することも不可欠です。しかし、現在、生ごみ処理機等購入補助金は、例年、年度の途中の半年程度で予算上限に達し、受付を終了しています。これは市民の減量モチベーションをすぐ行政の大きな機会損失です。なぜなら、生ごみ処理機が稼働すれば、水を燃やす必要がなくなるわけです。これは将来にわたって収集・焼却コストの削減に直結しています。そう考えると、この補助金は本市にとっては確実なリターンが見込める投資です。年度途中で予算を枯渇させず、市民ニーズに応じて適切に予算拡充を行うべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 鬼島啓太君。

○経済環境部長（鬼島啓太君） 市民ニーズ及び他事業も含めて優先順位を勘案しながら、引き続き適正な予算確保に努めてまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 確実なリターンが見込める本市への投資として、ぜひ優先順位を高く取り組んでいただくことを要望させていただきます。

これまで提案したハード・ソフト両面の施策で、市民の意識が変わり、いざ、ごみを減らして10リットルの袋で出そうとしたときに、その袋が身近な店舗で買えなければ、全ては絵餅に帰します。先ほど指定ごみ袋の流通体制について答弁をいただきました。現金のみの決済で、6階で申請し、2階で支払いをし、一度外に出て市役所わきの倉庫で手渡し、もしくは5000万円以上の場合は、1階で積み込みがない代わりに6階に戻ってフィニッシュ。まさに庁舎内のスタンプラリーです。私は実際に販売事業者からお話を伺い、この仕入れ作業があまりに苛酷で、負担に耐え切れず取扱いをやめたという悲痛な声を直接聞いてきました。これでは、今後の地域の供給インフラが崩壊してしまうおそれもございます。

本市は今年度、スポーツ施設のネット予約やオンライン決済、コンビニ交付の半額キャンペーンなど、市民向けのDXと利便性向上をすばらしいスピードで進めておられます。このデジタル技術で負担を減らすという方針を、市のインフラを最前線で支えてくださっている事業者にも広げていただきたいのです。

何度も確認しておりますが、地域に根を張り、踏張っていらっしゃるお店や地元企業の皆様は、このまちをもっともっと住み良いまちにしていこうという、一緒に頑張ってくださいパートナーでございます。まずは事前に電話やメールで発注を受け、1階でワンストップで決済と商品受渡しを行う業務プロセスの改善であれば、予算0円で明日からでもできるはずです。その当面の改善を即刻行った上で、今年度市が力を入れているキャッシュレス決済の導入、将来的には千葉市で行っているようなネットでの発注・配送システムを含む抜本的な流通改革へ移行すべきです。

安定したごみ袋の供給インフラを維持しつつ、販売事業者の負担を劇的に軽減するため、業務改善を含めた今後の展開を伺います。

○議長（向後研二君） 経済環境部長 鬼島啓太君。

○経済環境部長（鬼島啓太君） 事業者の方々が購入しやすい環境整備に努めてまいります。以上です。

○議長（向後研二君） 佐久間秀之議員。

○3番（佐久間秀之君） 短い言葉でしたが、行政の強い決意として受け止めさせていただきました。

最後になりますが、本市広域のごみ処理施設は、近い将来必ず老朽化による大規模な建て替え、あるいは基幹的設備改良の時期を迎えます。その際、ごみの排出量が今のままであれば、これまでと同規模の巨大な処理施設を何十億円あるいは100億円規模の税金を投じて建設しなければなりません。

しかし、今ここで私たちが燃えにくいごみである生ごみを本気で減らせば、次期施設の炉をダウンサイジングでき、将来の市民が背負う財政負担を劇的に軽くすることにつながります。本市の廃棄物政策を大きく転換していただくことを強く期待し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（向後研二君） 以上で佐久間秀之議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午前11時01分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前11時10分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者であります高山佳久議員から、一般質問に関する資料の配付の申出があり、これを許し、お手元に配付しました。

それでは、次に、高山佳久議員の一般質問を許します。高山佳久議員。

（13番 高山佳久君登壇）

○13番（高山佳久君） こんにちは。薫風もばらの高山佳久でございます。私からは、こども計画、災害対策、不登校、教職員の休職等、学校給食の5項目について質問いたします。

まず1項目め、こども計画についてです。こども計画とは、こども基本法に基づき、各自治体が国の方針を勘案して策定する総合的な子育て・若者支援計画です。令和5年4月、こども基本法が施行され、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努力義務が定められました。

第10回議会報告会での市民の皆様からいただいた御意見の中に、茂原市こども計画の策定についてという御意見がありました。これに対して、市議会としては、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが求められているものと認識している。計画策定にあたっては、いただいた御意見のように、子どもや子育て

て当事者の意見を幅広く聴取して反映させるよう、市当局に働きかけてまいりたいと考えていると回答しています。

それを受け、質問させていただきます。本市におけるこども計画策定に向けての進捗状況及び今後の具体的なスケジュールについてお伺いいたします。

続いて2項目め、災害対策についてです。

能登半島地震から2年、熊本地震から10年がたちました。そして東日本大震災からは15年たちましたが、いまだ全国の避難者数は2万6281人となっています。災害対応への努力はとても重要なことになっております。

そこでまず、千葉県災害対策コーディネーター養成講座についてお聞きいたします。

地震や水害などの災害による被害の防止や軽減を図るためには、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識が重要です。共助力を高めるため、茂原市において8月に3日間、千葉県災害対策コーディネーター養成講座が行われる予定になっています。講座を修了し、個人情報登録、利用に同意すると修了証書が授与され、災害対策コーディネーターとして登録されます。

そこで質問です。千葉県災害対策コーディネーター養成講座の目的は何でしょうか、お伺いいたします。

続いて、共助力を高めるための市の支援について質問いたします。

私は昨年の夏、能登半島地震への対応や復興状況を知るため、石川県へ視察に行ってまいりました。その中で、ある県議さんから、被災直後の避難所の状況についてお話を伺いました。何か所か避難所に行ったそうですが、自治会等により、ふだんから訓練等を行っている避難所と、していない避難所とでは被災者対応に大きな差があったとのことでした。

災害による被害を防止し軽減するためには、何よりもまず、市民が自ら進んで被害者の救出救護、避難誘導などを行い、地域全体の安全を守る必要があります。自主防災組織はそのような地域の防災活動を効果的に行うための組織です。

そこでお聞きいたします。市では、災害時の共助力を高めるために、どのような支援をしているのでしょうか、お伺いいたします。

続いて3項目め、不登校について質問いたします。

24年度文部科学省の調査によると、不登校の子どもは小中学校で35万3970人に上り、前年度より7488人増えています。小中高校ともに増え続けており、とりわけ小中学校では12年連続で増加し、過去最多となっています。不登校対策は重要な課題となっています。

そこでお聞きいたします。不登校の児童生徒への支援はどのようなものがあるのでしょうか。また、それらの情報を保護者にどのように周知しているのかお伺いいたします。

続いて4項目め、教職員の休職等について質問いたします。資料2を御覧いただきたいと思っています。

文部科学省は令和6年度の公立学校教職員の人事行政状況調査について公表しました。精神疾患が原因で休職した公立学校の教職員数は7087人おり、過去最多となった7119人から32人減少しましたが、在職者に占める精神疾患の割合は前年度と変わらず、高止まりの状況が続いています。

そこでお聞きします。教職員のメンタルヘルス対策について、現在実施している取り組みの内容と、管理職に求めている役割についてお伺いいたします。

続いて5項目め、学校給食についてお聞きいたします。

日本の学校給食は、学校給食法に基づき、栄養面の管理と教育的な役割を併せ持つ制度として整えられてきました。給食は成長期にある子どもたちの心身の健全な発達に資するだけでなく、配膳や食事の場を通して、望ましい食習慣と食に関する実践力を身につけさせる機会にもなっています。学校給食に係る経費の区分について、学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費及び人件費は、自治体をはじめとする学校設置者が負担し、食材費は保護者による負担ということが明記されています。しかし、こども未来戦略方針で子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在することが課題として挙げられ、子育てに係る経済的な支援強化や少子化対策の1つとして、学校給食無償化が取り上げられました。

学校給食は、子どもの貧困への対応という観点からも、給食の役割の重要性が認識されています。近年の物価高騰による家計の不安や心配から、良質で栄養のある食事が摂取できる学校給食への期待が高まっていることが考えられます。そこで、今年の4月から、学校給食費の抜本的な負担軽減がスタートし、小学校で学校給食費の無償化が始まりました。また、本年度は本市独自に中学校においても給食の無償化を実施しております。

そこで質問ですが、学校給食における物価高騰の影響及び本市の対応状況についてお伺いいたします。

最後に、食教育の充実について質問いたします。

食べることは、人間が生きていく上で欠かすことのできない大切なもので、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものです。また、おいしく食べることは人に生きる喜び

や楽しみを与え、人生を生きる上での健康で心豊かな暮らしの実現に大きく寄与するものです。

近年、食に関連した様々な課題が浮上しています。例えば栄養の偏りや不規則な食事、朝食を取らずに学校に登校している子どもや子ども1人で食事を取る孤食の問題、思春期の女性を中心に見られる過度のダイエット志向による痩身傾向の問題などがあります。

そこでお聞きいたします。市内小中学校において食教育の充実を図るため、どのような取り組みをしているのでしょうか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（向後研二君） ただいまの高山佳久議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

市長 市原 淳君。

（市長 市原 淳君登壇）

○市長（市原 淳君） 高山佳久議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からは、こども計画策定に向けての進捗状況及び今後のスケジュールについての御質問でございますが、こども計画の策定につきましては、令和12年度から16年度までの次期茂原市こども・子育て支援事業計画に、市町村こども・若者計画などと一体的に策定してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

（総合企画部長 平井 仁君登壇）

○総合企画部長（平井 仁君） 総合企画部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、千葉県災害対策コーディネーター養成講座についての御質問ですが、千葉県災害対策コーディネーター養成講座の主な目的は、大規模災害時において、地域、行政及びボランティア組織との連絡調整を担う地域の防災リーダーの育成を図ることとしております。

次に、共助力を高めるための市の支援についての御質問でございますが、災害時の共助力を高めるには、地域の防災活動で重要な役割を担う自治会及び自主防災組織への支援や人材育成が重要であると考えております。そのようなことから、自主防災組織の資機材等の整備や避難所運営委員会の活動を支援する補助金を交付することとともに、自主防災組織のリーダー育成研修会や千葉県災害対策コーディネーター養成講座などを開催し、人材育成にも努めているところでございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 教育長 富田浩明君。

（教育長 富田浩明君登壇）

○教育長（富田浩明君） 教育委員会所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

まず、不登校対策についての御質問ですが、不登校の児童生徒を支援する体制としては、学校内にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されており、学校外には東上総教育事務所相談室や千葉県子どもと親のサポートセンター、校外教育支援センターなどの機関がございます。各学校では、年度初めに必ず学校だより等を通じて、これらの相談先について伝えるとともに、関係児童生徒の対応の中で、保護者の相談に応じた具体的な支援内容を説明しております。

次に、教職員のメンタルヘルス対策についての御質問ですが、予防的な取り組みとして、ストレスチェックによる客観的な健康状態の把握や、日常的な会話などから不調者を早期発見できるようにしております。また、個々の教職員が仕事や悩みを1人で抱え込まないような、組織として諸問題に対応できる体制を構築しております。管理職は、教職員誰もが相談や応援を求めることができるような、いわゆる風通しの良い職場環境をつくる役割を担っており、そうすることで、教職員の心理的安全性を高めることが必要と考えております。

次に、学校給食についての中で、物価高騰の影響及び対応状況についての御質問ですが、学校給食への物価高騰の影響につきましては、食材料費が年々増加しており、1食当たりの食材料費が小学生で40円、中学生で50円、昨年度より上昇しております。本市の対応状況につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の増加分を補っております。なお、今年度は保護者負担を求めておりません。

次に、食教育の充実についての御質問ですが、小中学校における食教育につきましては、本市の栄養教諭等が学校に出向き、家庭科の調理実習や総合的な学習の時間での野菜の栽培・収穫体験などをサポートしています。また、保護者に対しては、給食だよりを通して食の大切さを伝えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 御答弁ありがとうございました。それでは、一問一答方式で再質問をさせていただきます。

まず、こども計画の策定について再質問いたします。先ほどの御答弁で、市町村子ども・若者計画など、一体的に策定していくということで、策定の方向に向かっていることを大きく評価いたします。

そこでお聞きします。こども計画策定について、県から調査があったとのことですが、それにどのように回答したのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 令和8年1月に実施されました県の調査において、策定期間は未定として回答しております。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 子ども、若者、子育てをしている当事者、地域の子どもに関わる事業者や団体市民など幅広い方たちの意見を反映するために、どのような取り組みをしていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 具体的には未定ですが、方向性としては、子どもの意見を幅広く聴取することに重点を置きながら、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査のほか、小中学校の児童生徒や高校生等へ個別ヒアリングなどについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） こども計画策定のための委員会を設置するのでしょうか。また、設置する場合の構成メンバーについて、どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） これまで茂原市子ども・子育て審議会において子ども・子育て支援事業計画を策定しておりますので、当該審議会をベースとして設置してまいりたいと考えております。また、構成メンバーにつきましては、学識経験者や教育保育関係者、さらには一般公募による学生など、様々な分野や世代から選出することが望ましいと考えております。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 県内自治体のこども計画の策定状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 令和8年3月末現在、28の自治体で策定済みとなっております。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） こども計画策定にあたり、活用可能な支援制度はあるのでしょうか。制度がある場合、どのような事業が対象となるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） こども計画策定に関する費用の補助として、こども政策推進事業費補助金がございます。対象となる事業は、こども計画策定に向けた調査や会議、また、子

どもや養育者等の意見を反映させる機会の確保などに関する費用となっております。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 現在、茂原市子ども・子育て支援事業計画で進めている施策以外で実施した事業はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 今年度から実施しております5歳児健診やこども食堂への助成制度などがございます。今後におきましても、計画における事業施策にとらわれずに、子育て支援に必要と考える事業につきましては、予算の確保や関係機関と協議のうえ、可能な限り進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） ぜひ、こども政策推進事業費補助金を有効に使い、調査においてはクロス集計等を有効に使い、多面的に現在の状況を捉えるとともに、それを反映させた会議の充実を図り、子どもや市民の姿を反映した計画の策定をお願いいたします。また、計画策定前におきましても、今年度から実施しております5歳児健診やこども食堂への助成などのように、茂原市子ども・子育て支援事業計画では計画されていない事業につきましても、必要が生じた場合には速やかに実施するようお願いいたします。

続いて、災害対策について再質問いたします。

まず、千葉県災害対策コーディネーター養成講座についてです。地域の防災リーダーを育成することは非常に重要なことと考えます。千葉県では、様々な地域で千葉県災害対策コーディネーター養成講座を実施していますが、今年、茂原市で実施できることは大いに歓迎すべきことです。

そこで質問ですが、講座終了後、受講者にはどのような活動を期待しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 受講者には、地域の防災リーダーとして、行政とボランティア、住民をつなぐ連絡調整役を担い、本講座で得たものを地域で共有していただくことや、災害対策コーディネーター茂原に加入し、地域防災力の向上を図っていただくことを期待しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 千葉県災害対策コーディネーター養成講座開催にあたり、市民等への

周知についてお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 市民への周知といたしましては、広報もばら、自治会回覧、市公式ウェブサイト、SNSなどへの掲載や、公共施設や高校へポスター掲示などをし、広く周知に努めております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 3日間講座を行うとのことですが、どのような内容を予定しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 内容といたしましては、災害ボランティアセンターとコーディネーターの役割について、過去の災害現場について、図上訓練や災害ボランティアセンター受付等の実習、災害時における要配慮者に関すること、地域の防災力や課題についてを予定しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） これまでに市では、千葉県災害対策コーディネーター養成講座を何回実施しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 本市ではこれまで3回実施しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） これまでに市が実施した千葉県災害対策コーディネーター養成講座の修了者は何人でしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 本市で講座を修了した人数は、合計140名であります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 千葉県災害対策コーディネーターになると、県から各種講習会の情報を受け取ることができ、研さんを積むことができます。災害対策コーディネーター茂原に加入すると、災害時に対応できる研修などを学ぶことができます。いつ起こるか分からない災害に対して、多くの皆様が災害対策コーディネーターとなり、適切に対処できる力を高めていただきたいと思います。

続いて、共助力を高めるための市の支援について再質問いたします。

市内の自主防災会で国や県から表彰を受けた優れた活動組織があると聞いていますが、該当する自主防災会があれば、その名称と表彰の概要について教えていただきたいと思います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） まず、中の島自主防災会でございますが、平成4年の設立以来、平時から会員の知識、技能の向上や防災資機材などの点検等を通じて防災体制を整備するとともに、地区における防災思想の普及に精力的に当たられたことが評価され、令和7年度に内閣府防災担当大臣表彰を受賞されました。

次に、鶴枝自治会長連合会でございますが、平成25年から現在に至るまで10年以上にわたり鶴枝小学校区大震災避難訓練を実施され、地域防災力の向上に寄与されたことが評価され、同じく令和7年度に千葉県地域防災力向上知事表彰を受賞されました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 中の島自主防災会や鶴枝自治会長連合会におきましては、長年の取り組みが国や県に認められ受賞されたこと、誠におめでとうございます。それらの優れた組織活動を市内のほかの組織へ波及していくために、どのような取り組みを行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 昨年度開催いたしました令和7年度茂原市自主防災組織連絡会議において、中の島自主防災会及び鶴枝自治会長連合会の受賞を御紹介いたしました。また、活発に活動されている萩原町防災会から活動内容を発表していただき、市内の優れた自主防災組織の活動について御紹介するなど、参加した他の組織への普及に努めたところでございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 自主防災による共助の体制をつくり上げることは、地域の住民の皆様のお命を守ることにつながります。残念ながら、まだそれほど活発に活動できていない地域もあるようです。優れた活動をしている地域から多くのことを学ぶ機会を今後ともつくっていただくとともに、自主防災の活動について、今後とも御支援をお願いいたします。

続いて、不登校対策について再質問いたします。昨年度の小学校1年生及び4年生、中学校1年生のそれぞれの不登校児童生徒数についてお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 令和7年度の病気・けがなどを除いた年間の欠席日数が30日以上
の長期欠席者数は、小学校1年生が4名、4年生が18名、中学校1年生が61名でございま
した。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 小1プロブレム、小4の壁、中1ギャップに対し、どのような対策を
しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 小1プロブレムへの対応といたしましては、特別支援教育支援
員の配置を行っております。小4の壁への対応といたしましては、学習内容の難度化を踏まえ、
より丁寧な指導を行うため、小学校専科非常勤講師の配置が有効であることから、全校への配
置を県教育委員会に要望しております。中1ギャップへの対応といたしましては、市の教育研
究協議会を中学校区で行い、児童の状況や学習の進め方等を共有することで、安心して中学校
生活が送れるよう取り組んでおります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 不登校になる懸念のある児童生徒を早期に発見するための具体的な取
組みについて、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 不登校の原因は様々であることから、学校では一人ひとりに寄
り添った対応が必要となります。そのため、スクールカウンセラーとの早期面談の実施や相談
アプリによるSOSの把握、欠席が続いた場合の家庭訪問、福祉部局との情報共有などを行っ
ております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 小学校1年生では相談アプリを使うことは難しいと思いますが、どの
ように早期発見をする取り組みをしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 相談アプリは発達段階に応じた仕様となっており、小学校1年
生でも操作できると考えております。しかしながら、相談アプリのみに頼ることなく、教職員
の日常的な観察や相談対応により早期発見に努めております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 長く使っていると形骸化して、効果的に使うことが難しくなってくる

ことが予想されますが、その防止策についてお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 今年度から始めた取り組みであり、効果的な活用方法を研究してまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 相談アプリの効果的な活用がさらにできるようにお願いいたします。

続いて、市内小中学校の校内教育支援センターの設置状況をお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 令和8年度における校内教育支援センターの設置状況でございますが、小学校は2校に、中学校は5校全てに配置しております。校内教育支援センターでは、授業全ての時間に授業担当者を割り振り、集団不適應や不登校の児童生徒一人ひとりの状況に応じた多様な学習活動を支援しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 校内教育支援センターが設置されている学校においては、専属の支援員が配置されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 支援員という立場での配置はされておりませんが、配置されている全ての教職員を活用することで、対象児童生徒の対応に当たっているところでございます。以上です。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 教員の空き時間は授業準備や教材研究等、とても大切な時間です。そのことを考えますと、専属の支援員は必要です。ぜひ県に要望するとともに、市独自でも検討をお願いいたします。

次に、千葉県教育委員会では、不登校のより良い支援に向けた前向きな対話の一助となることを願い、河野英美議員の質問にもあった資料1のコミュニケーションシートを作成いたしました。それについて、本市の活用状況をお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） コミュニケーションシートは、令和8年2月に、保護者と学校とが一緒に話し合い、より良い支援に向けた前向きな対話の一助とするためのツールとして作成され、本市においても各学校に活用を求めたところでございます。現時点では活用の報告は

ございませんが、コミュニケーションツールの1つとして扱うよう指導してまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） コミュニケーションシートは保護者と学校を結び、不登校のお子さんを持つ保護者の不安を少しでも和らげることのできるツールです。ぜひ有効に活用していただけるようお願いいたします。

次に、小中学校の教員等に対して、不登校についての研修をどのように行っているのでしょうか。また、どのような研修があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 各校の生徒指導担当が参加します茂原市いじめ等問題対策連絡協議会において、市内の不登校の状況について情報共有し、対策について話し合う機会を設けております。また、県教育委員会主催の小・中学生指導推進研究協議会におきましても、不登校に関する研修が実施されております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 不登校になる要因は、子ども一人ひとり皆違います。しかし、心に持っている悩み、不安、焦りはどの子にもありますし、それ以上に家族にも大きな心配事となります。学校や関係機関がその悩みに寄り添い、共により良い方向を見つけていくことができるよう、今後とも取り組みをお願いいたします。また、学級担任や生徒指導主任、管理職等が不登校に対し適切に対処できるよう、多くの研修を積み、研さんを深めることができるようお願いいたします。

続いて、教職員の休職等の状況及び対応について再質問いたします。

昨年度の心の不調による療養休暇を取得した教職員数について、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 昨年度、本市において精神疾患による療養休暇を取得した教職員は6名でございました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 令和8年5月1日現在の産前産後休暇取得者、育児休業取得者、療養休暇取得者、休職者はそれぞれ何名か、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 産前産後休暇取得者が6名、育児休業取得者が13名、療養休暇

取得者が2名、休職者が1名でございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 当該休職者に対し、代替要員の確保は適切にできているのかお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 代替の職員は配置されており、欠員は生じておりません。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 教職員の業務量の改善に向け、どのような施策に取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 本年3月に策定した茂原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、学校と教師の業務の3分類を踏まえた業務の見直しや、各学校の教育課程における授業時数の見直しに取り組んでいるところでございます。さらに、これらの取り組みの着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況などを把握するとともに、必要に応じて各学校への聞き取りや指導を行ってまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 文部科学省は、3つの分類の項目の名称を変更しています。基本的には学校以外が担うべき業務を「学校以外が担うべき業務」に、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務を「教師以外が積極的に参画すべき業務」に、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務を「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」にと、今まで以上に、よりはっきりと分類されています。学校と教師の業務の3分類の業務の見直しをぜひお願いいたします。また、業務の負担となっている持ち帰り仕事の実態についても、調べていただくようお願いいたします。

続けて再質問いたします。療養休暇から復帰する際、本人の健康状態等を踏まえ、フルタイムで就業するのではなく、勤務時間の短縮や短時間勤務など、柔軟な勤務形態の調整を行うことは可能か、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 療養休暇からの復帰者に対し、勤務形態を変更する制度はございませんが、各学校では、当該職員の健康状態に配慮し担当業務量を削減するなど、柔軟な対

応に努めております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） ストレスを抱えやすい学校現場において、心の不調は決して特別なことではなく、誰もがなり得るものと言っても過言ではありません。こうした中で、精神疾患により病気休暇を発令された教職員の人数は増加傾向にあり、教職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題です。1人お休みする教職員があると、ほかの教職員の負担が増します。教職員の成り手不足の中、後補充を見つけるのも大変になってきています。市及び学校でもメンタルヘルス対策のさらなる充実に取り組みをお願いいたします。

続いて、学校給食の状況について再質問いたします。

今後、さらなる物価高騰が続いた場合、保護者に負担増を求める考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 今年度につきましては、保護者に負担を求めることは考えておりません。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 今後さらなる物価高騰が続いた場合、給食の食材等、献立を見直す考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 栄養価の確保を第1に考え、献立の工夫と食材料の見直しにより給食の質を維持していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 児童生徒1人当たりの月額食材料費と、それを無償とするための財源についてお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 小学校児童1人当たりの月額食材料費はおよそ6500円、中学校生徒はおよそ7700円となります。財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、千葉県給食費負担軽減交付金等に対応しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 基準日の5月1日以降に転入してきた生徒の給食費の財政支援について、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 今年度につきましては、転入してきた生徒の給食費も保護者負担は求めません。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） アレルギー等でお弁当を持参している児童生徒に対して、財政支援はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 食物アレルギー、宗教上などの理由により給食の提供を受けることができず、お弁当を持参している児童生徒に対しては、助成金の交付を予定しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 郊外教育支援センターやフリースクール等民間施設に通っている児童生徒について、給食費無償化の対象とすることは可能か、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 民間施設等に通っている児童生徒の支給については、国や県の方針も定まっていないところであり、方針が決まり次第、対応を進めてまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 文部科学省の市町村向け学校給食費の抜本的な負担軽減に関するQ&Aの中で、「非喫食者の取扱いは学校設置者の判断に委ねるとあるが、国として何らかの基準を示す予定はあるのか」という質問に対し、「当該金銭給付等を各学校設置者において事業化していただく方向で今後調整してまいります」と回答しています。つまり、不登校の給食を食べていない非喫食者に対しては、市が事業化するということです。ぜひ給食を食べていない非喫食者にも給付することをお願いいたします。

最後に、食教育の充実について再質問いたします。

給食だよりのほかに献立表を作成していると思いますが、献立表はどのような目的で家庭に配布しているのかお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 献立表は、各家庭における食育の推進と啓発、1日の食事の栄養バランスやバリエーションを考える際の一助としてもらうこと、さらに、食物アレルギーの

確認を目的として配布しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 学校給食は生きた教材と言われています。その内容を示す献立表は、その教材としてもとても重要なものであると思います。家庭への食育の啓発としてもとても大切なものです。今後とも有効な活用をお願いいたします。

それでは、市の給食センターに勤務する栄養教諭及び学校栄養職員の配置人数をお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 栄養教諭2名、学校栄養職員3名の合計5名が配置されております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 資料3の栄養教諭制度の概要を御覧ください。その中に、栄養教諭の職務として食教育に関する授業を行うとありますが、市内小中学校に赴き授業を行った回数をお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 昨年度は、栄養教諭及び学校栄養職員が各学校からの要請を受けて、合計8回の授業を実施いたしました。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 栄養教諭に対し、充実した教材研究の環境を提供できているのかお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 令和8年度から栄養教諭1名が食教育の担当として増員されており、教材研究に充てる時間は確保できているものと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 給食の時間における食教育の充実について、どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 本年度より毎週、栄養教諭等が旬の食材や行事食、食育について、給食の時間の校内放送用原稿を作成し、各学校に配布しております。また、読書週間には、献立に関する内容が掲載されている本の紹介も実施したところでございます。以上でございます。

す。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 栄養教諭が学校に赴き、給食の時間に食に関する指導を行うことはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（向後研二君） 教育部長 佐久間尉介君。

○教育部長（佐久間尉介君） 栄養教諭等が校内放送や直接教室に赴き、献立の説明や食の正しい知識、栄養バランスの良い食事の大切さなどについて指導しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 高山佳久議員。

○13番（高山佳久君） 栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員として、その専門性を十分に発揮し、特に学校給食を生きた教材として有効に活用することなどによって、食に関する指導を充実していくことが期待されています。市内の各学校においては、食に関する教育の重要性に鑑み、栄養教諭のさらなる活用をお願いいたします。

給食の時間は、学習指導要領では、特別活動の学級活動に、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」で示されています。給食の時間における指導は標準授業時数に含まれないものの、教育課程上の学級活動と関連づけて行うこともできる重要な教育活動です。学校給食が無償化になったことで、給食に関する関心が薄くなったとの声もあります。食という漢字は上と下を分けると、人を良くするという事になります。子どもたちの将来を豊かに良くするために、給食はとても重要な、大切な時間です。食に関する教育のさらなる充実をお願いして、再質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（向後研二君） 以上で高山佳久議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 0 時 00 分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後 1 時 00 分 開議

○議長（向後研二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、平ゆき子議員の一般質問を許します。平ゆき子議員。

（19番 平ゆき子君登壇）

○19番（平ゆき子君） 日本共産党の平ゆき子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

最初は、市長の政治姿勢について。

平和行政について伺います。高市早苗首相は産経新聞のインタビューで、参院選合区の解消と緊急事態への対応のための改憲が急がれると明言。改憲発議へさらに踏み込んだ発言をしました。憲法尊重擁護義務を担う現職首相が改憲項目の優先順位を口にし、改憲の旗振りをするのは前代未聞の事態で、許されません。世論調査では、「もっと優先的に取り組んでほしい政治課題」を12の選択肢から1つだけ選んでもらうと、憲法は1%で、年金、医療、介護が38%でトップ。続いて、財政、税制、金融が17%でした。これは朝日新聞の5月9日付に記載されています。憲法論議の進め方についても、「改正に慎重な政党も含めた幅広い合意形成を優先すべきだ」が73%と圧倒的です。どの世論調査も改憲を優先課題とする声はなく、国民の意思は高市首相の期待とは全く違います。

しかし、改憲の原案や発議、国民投票などの審査を目的にした衆院憲法審査会で、憲法に緊急事態条項を盛り込むイメージ案を議題に議論が行われました。日本国憲法が緊急事態条項を指定したのは、悲惨な戦争を二度と起こさないという決意に基づくものです。緊急事態条項創設の議論は、9条改憲と一体に戦争する国造りを進め、憲法を根本から覆そうとするもので、断じて認められません。

こうした点を踏まえて伺います。地方自治体は、日本国憲法を遵守する立場にあると思いますが、その見解を伺います。

次は福祉についてです。

1点目は国保について、2つ伺います。物価高騰で、ただでさえ暮らしが追い詰められている中、茂原市では3月議会において、国保税を値上げる条例改正が賛成多数で可決されました。本市と同様に3月議会で値上げを決めた自治体も出ています。実際の改定内容が、4月9日までに、573自治体について見ますと、510自治体が値上げとなっており、判明した自治体の実に89%に上ります。

さらに、今年度の値上げ自治体が増える要因の1つは、今年度から始まる子ども・子育て支援金です。これまでの国保税率改定では、改定を実施せずに保険税を据え置く自治体が半数以上ありましたが、今年度は子ども・子育て支援金が追加されるため、仮に本体部分は据置きされても、全体で値上げとなります。子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充などの少子化対策のための費用を賄うためとして、医療保険料に上乗せ徴収する仕組みとなっています。

子育て支援自体は必要だとしても、そのための財源を子育てと直接関係がない医療保険料に上乗せするのは筋違いです。また、医療保険料負担は高額所得者の頭打ちがあるなど、逆進性

が強く、これに上乗せすれば、子育て支援金も逆進的なものになってしまいます。

こうした理由から、日本共産党は制度創設に反対し、子育て支援の財源は大企業や富裕層優遇の税制を是正するなど、別の方法で確保すべきだと主張しています。

以上を踏まえまして、2つ伺います。

1つ目は、令和8年度に本市の国民健康保険税の税率を改正した理由について伺います。

2つ目は、今年度から新たに創設された子ども・子育て支援金制度の概要について伺います。

福祉の2点目は、生活保護についてです。2つ伺います。

茂原市の生活保護行政の現状について、適正に行われているのかとして昨年9月議会で取り上げました。そこで明らかになったのは、ケースワーカーにおいて適切な配置基準を満たしていませんでした。その点を指摘しましたところ、適正配置に向け検討していくとの答弁がありました。

そこで伺います。生活保護を受給している世帯数及び人数、また、対応するケースワーカーの配置人数を伺います。

次に、2013年、平成25年8月から順次行われた生活保護基準の引下げに対し、生活保護利用者が国や自治体を提訴した「いのちのとりで裁判」で、最高裁は2025年6月27日、減額改定は違法とするとした画期的な判決を言い渡しました。しかし、その中身は、低所得者世帯の消費実態との均衡を図るゆがみ調整を再度行い、さらに、違法とされたデフレ調整に代わり、低所得者の消費実態との比較による新たな減額改定を行うものです。

過去期間に生活保護を利用していた世帯に対し、保護費を追加支給しますが、本来補償すべき額の半分でしかありません。最高裁判決の趣旨に背く国の不誠実な対応は、原告団や弁護士団、さらに広く法曹界からも、三権分立を瓦解させるものと強い批判を呼んでいます。判決に従い、当時の生活保護受給者全員に減額分を全額補償すべきです。

以上の点を踏まえまして、2つ目は、2025年度の生活扶助費基準改定に関する最高裁判決への対応について、生活保護費追加支給のスケジュールを伺います。

次は、市民の足の確保について伺います。

この間、幾度となくこの問題を取り上げ、改善を提案してきました。今回は、地域公共交通を考える市民の会の皆さんと懇談の機会がありました。そのときの声を届け、早期実現につながるよう質問をいたします。

茂原市の東部コース地域に当たる方、千町の方ですが、本数が1日5本で、コースを1周するのに1時間半。カスミに停留所をつくってもらい、本当によかった。しかし、帰りのバスが

なく、午前中に家を出ても、家に帰る頃は4時頃。大変使い勝手が悪い。本数が増えれば、多くの人が助かります。また、同じ千町の方で、家がモバスの路線からかなり離れており、移動が困難なので、モバスでは対応できない。コース別ではなく、人口のまばらなところはデマンドで対応してもらいたい。デマンドを市内全域に、茂原駅から商業施設、医療施設、公共機関など、ぐるぐる回る循環バスがあれば、使い勝手が良くなると思う。こうした運行便の増、コースの拡大、デマンドの地域拡大などが挙げられました。

そこで伺います。令和8年10月に実施する市民バス及びデマンド交通の具体的な再編内容について伺います。

最後は防災についてです。

避難所のあり方について伺います。この6月議会開会日、6月3日に台風6号が千葉県に接近し、本市は避難所8か所が開設され、58人の方々が避難されたとの報告がありました。雨台風と言われ、また浸水被害でも起きたらと随分冷や冷やをしましたが、被害もなく過ぎ去り、ほっとしました。

そこで、本市の避難所の現状として、指定避難所の数、そして収容可能人数について伺いまして、私の第1回目の質問といたします。

○議長（向後研二君） ただいまの平ゆき子議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

市長 市原 淳君。

（市長 市原 淳君登壇）

○市長（市原 淳君） 平ゆき子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私からは地域公共交通の拡充について、市民バス及びデマンド交通の再編内容についての御質問でございますが、市民バス及びデマンド交通の再編につきましては、茂原市地域公共交通計画に基づき取り組んでおります。

具体的には、まず、利用率が低い市民バス、モバスの北部コースをデマンド交通ふれあいに転換してまいります。また、モバスの東部コースにつきましては、所要時間が長いため、北東部コースと東部コースに分割し、時間短縮を図ってまいります。さらに、モバスの各コースにおいて、商業施設や医療施設付近のバス停の増設、住宅地を通るルートへの変更など、より利便性の高い内容に再編してまいります。

私からは以上です。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

（総合企画部長 平井 仁君登壇）

○総合企画部長（平井 仁君） 総合企画部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、平和行政について、地方自治体の日本国憲法を遵守する立場についての御質問ですが、地方自治体は住民の福祉の増進を図ることを基本理念として行政運営を行う組織であり、日本国憲法をはじめとする我が国の諸法令を遵守し、適正に職務を執行する立場にあると認識しております。

次に、避難所のあり方についての中での指定避難所の数及び収容可能人数についての御質問ですが、本市の指定避難所は令和8年4月1日現在で29か所であり、収容可能人数は1万1358人でございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

（市民部長 白井康史君登壇）

○市民部長（白井康史君） 市民部所管に関わります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、国保に関する御質問の中で、令和8年度に税率を改正した理由はとの御質問でございますが、各市町村における所得状況や医療費、被保険者数等が異なることにより、県への国民健康保険事業費納付金の負担状況にばらつきが生じていることから、令和12年度に県主導による平準化が予定されております。この平準化に向け、急激な税負担の増とならないよう、県が示す標準保険税率との差を段階的に縮小することを目的としたものでございます。

次に、今年度新たに創設された子ども・子育て支援金制度の概要についての御質問でございますが、子ども・子育て支援金制度は、児童手当の拡充や妊婦、子育て世代への支援、保育サービスの充実等、社会全体で子育てを支えるための国の制度です。その財源を確保するために、令和8年度から国民健康保険を含む全ての医療保険に子ども・子育て支援納付金が創設されております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

（福祉部長 佐久間栄一君登壇）

○福祉部長（佐久間栄一君） 福祉部所管に係ります御質問に御答弁申し上げます。

初めに、福祉についての中で、生活保護受給世帯数及び人数、またケースワーカーの配置人数についての御質問でございますが、令和8年4月1日現在の生活保護受給世帯数及び人数につきましては、936世帯で1090人となっております。また、ケースワーカーの配置人数につきましては、12人でございます。

次に、生活保護費追加支給の今後のスケジュールについての御質問でございますが、現在、生活保護受給中の世帯につきましては、令和8年8月末までに支給を行う予定としております。

また、生活保護廃止世帯につきましては、受給中の世帯への支給が終了した後の令和8年9月頃から受付を開始する予定でございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは再質問、一問一答方式でお願いいたします。

まず最初、平和行政について。

平和行政について、高市首相は緊急事態への対応として憲法改正の必要性を主張しておりますが、憲法を遵守する立場にある地方自治体であれば、憲法改正に反対の立場を取るべきではないでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 憲法改正に関連する議論は、国会において議論されるべきものであり、地方公共団体として答弁する立場にはないと認識しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） いつものお返事をいただきました。

次、国保についてですが、国民健康保険税の平準化に向け、県が示す標準保険税率との差を段階に縮小するというような御答弁でしたが、段階的な税制改正について伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 令和12年度までの5年間で、県から年度ごとに示される標準保険税率と本市の税率との差分を令和8年度は約5分の1、令和9年度は約4分の1というように、段階的に縮小していくことを予定しております。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） この県が示す標準保険税率によって、本市の国民健康保険税が下がることってあり得るんでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 標準保険税率の算定結果によっては、引下げとなる可能性もございます。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） この平準化に加えて、子育て支援金の創設でも、これは限りなく引上げが想定できる中で、引下げの可能性もある。こういった答弁ですが、具体的なところ、これは聞き取りの段階で伺ったんですが、絶対あり得ないとは言えないと、まあ大分曖昧なお答えでしたので、しかし、市民の健康を維持すること、医療費を抑えることが医療費抑制につなが

ると考えられます。

そこで伺います。特定健康診査の目的について伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 特定健康診査の目的でございますが、メタボリックシンドロームのチェックや生活習慣病の予防と進行防止、また、特定保健指導の対象者選定や医療費の適正化でございます。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 特定健康診査の内容ですね、具体的に伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 特定健康診査の内容でございますが、国が定めた基準である身体計測や医師の診察、尿検査及び血液検査等に加え、本市独自の検査項目として腎機能検査や貧血検査、尿酸検査を実施しております。また、今年度から、集団健診では心電図検査を全員に実施しております。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 新たな健診項目も増えたということで期待をするものですが、この特定健康診査の対象者に対して、どのように受診勧奨を行っているのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 特定健康診査の受診勧奨は、40歳以上の国保加入者全員に案内文を送付しております。同封した調査票の回答がない方や受診に消極的な方については、A Iを活用した受診勧奨の通知、電話勧奨、ショートメールサービスや市公式ウェブサイト及び市公式SNSによる発信のほか、受診案内を自治会による毎戸配布や公共施設への配架、また医療機関等でのポスター掲示等、あらゆる手段により受診勧奨を行っております。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 今御答弁いただいた中で、本当にいろいろ受診勧奨について行われているということが分かりましたけれども、そこで1つ要望がございます。この後で質問します公共交通にも関わってくるんですけども、健康診査に行きたいけれども、会場まで遠くて足の便がないため行けない、免許返納で会場に行くのが困難、こうしたお話を伺っております。高齢化でこうした方々が今後増えるのではないかと危惧されますけれども、市民バス、デマンド等の増便でその対応がなされないか。すぐできないとは思いますが、こういったことを望んでいる方がいますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次に、国保の新設創設された子育て支援制度について。子ども・子育て支援納付金分の本市の内容はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 本市では、千葉県が示す標準保険税率を採用し、所得に応じて課税する所得割が0.28%、被保険者1人当たりに課税する均等割が1831円となっております。なお、高校生世代以下につきましては、均等割の負担はございません。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、この子ども・子育て支援納付金の本市の課税額について伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 子ども・子育て支援納付金分の課税額は、世帯収入400万円をモデルケースとして試算しますと、40歳以上の単身世帯の場合は年間8300円、また、40歳以上の夫婦と小中学生の子どもが2人いる4人世帯で夫婦の一方のみが収入を得ている場合は、年額1万100円になります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、全体の国民健康保険税、この本市の全体の課税額について伺います。

○議長（向後研二君） 市民部長 白井康史君。

○市民部長（白井康史君） 国民健康保険税の課税額ですが、先ほどと同じモデルケースで試算しますと、単身世帯の場合は年額37万2300円、また、4人世帯の場合は年額48万5000円でございます。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 先ほども言いましたけれども、やはり今、本当に物価高騰で市民の皆さんの暮らしが大変厳しくなっております。そういう中で、特に国保税、これは所得の少ない方、年金生活の方などが大部分を占めておられます。そうした人のため、少しでも、国保税の引下げには財政調整基金また一般財源の繰入れ、負担軽減の活用で、国保加入者の暮らしが逼迫しないような検討をぜひお願いしたいと思います。要望です。

次に、生活保護について。先ほど生活保護を受けている世帯数、人数、またケースワーカーの配置人数などをお伺いしたんですけれども、このときに、ケースワーカーの配置、今回12人ということなんですけれども、この12人の方、正規職員が配置されているのでしょうか、伺い

ます。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） ケースワーカーにつきましては、全て正規職員が配置されています。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、そのケースワーカーの方々の配置人数は、国の配置基準を満たしているのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 配置人数につきましては、令和8年4月1日現在の保護世帯数に対し、国の配置基準を満たしている状況です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） ケースワーカーの配置基準、いつも気になるところなのですが、今回はきちんと満たされているということで安心いたしました。

次に、これから本当に暑い季節が訪れます。5月にももう30度超え、2度ほどありました。気象庁は、今年の夏も平均気温が全国的に平年を上回る、このようなことを予想しています。酷暑日や猛暑日の備えのために、エアコンの利用を呼びかけています。

そこで伺いますが、エアコンの購入費用は扶助費の支給対象となるのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 熱中症予防のため、高齢者や障害者、小児など、体温調整の配慮が必要な世帯は、一定要件の下、支給対象となります。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 今、答弁で、一定要件の下、支給対象となるということで、この一定要件というのが、前回も伺ったんですけれども、2018年以前に受給されていた方がこの対象にならないんですよね。それで、何とかそういう人たちを救えないのかというようなことも提案したんですけれども、やっぱり今、暑い日にはとにかくエアコンをためらわず使って、熱中症の危険から身を守ってください、このような報道が繰り返し行われているんですけれども、熱中症の危険が、このようにテレビで呼びかけられているんですけれども、国は熱中症対策としてエアコンをつけることを言っているんですけれども、生保世帯の中には、命の危険もあると承知はしているけれども、電気料金がなくてエアコンを控える人、使用しない人、こういう人がいます。私もそうした生活保護受給世帯をお訪ねしたことがあるんですけれども、本当に暑

い中、エアコンがあるんだけど、それを使わずに生活しているお宅がありました。電気料金が跳ね上がるから、動かなければ何とか過ごしている、こういったお話をされて、エアコンをつけていませんでした。熱中症の心配があるからエアコンをちゃんとつけて生活してくださいねとはお話ししたんですけれども、生活保護費の中には冬季加算があります。要するに、寒いときにちゃんと暖が取れるようにというようなことで、重なるんですけれども、夏に電気代が増えるというデータはない。こうして夏季加算がありません。夏に夏季加算の創設をぜひ国に求めていただきたい。また、市としては、生活保護世帯や低所得者世帯へ緊急の支援を行うことが求められますので、電気代の補助金の創設、必要ではないでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 国に対して、そういった要望もしていきたいと思っております。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） では、要望をぜひしていただきたいと思います。

生活保護受給世帯におけるエアコン設置の状態、その実態調査を必要と考えるんですが、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） エアコンの設置状況につきましては、担当ケースワーカーによる定期訪問や窓口での相談対応時などの聞き取りにより、実態の把握に努めております。以上です。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） すみません、私、順番を間違えたんですね。その次にあるので、検討するというようなことを大いに期待したいと思います。訴えてください。

次に、生活保護受給中に自動車、そしてオートバイの保有、茂原市では認められているのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 生活保護法では原則自動車やオートバイの保有は認められておりませんが、通勤や通院等に公共交通機関を使うことが著しく困難な場合で、かつ一定の要件を満たしていれば、保有を認める場合がございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、現状において、自動車やオートバイの保有を認められているケースはあるのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 令和8年6月1日現在、保有を認めているケースは、自動車はありませんが、オートバイは3件ございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 全然ないというわけではないので、ぜひ今後に期待したいと思います。公共交通の衰退などによって、日常の買い物など、生活するためには自動車が絶対必要だという地域が増えております。公共交通機関の利用が著しく困難な地域であれば、自動車保有を認められるという内容にも国の制度でなっております。かたくなに著しく困難、こういう要件を厳格に解するのではなくて、もっと積極的に認定していただきたいと要望いたします。

次に、生活保護扶助費の基準改定に関する最高裁判決に対応する生活保護費追加支給についてなんですが、この追加支給の対象者となる世帯数は幾つあるのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 生活保護受給中世帯が928世帯、廃止世帯が1274世帯となっております。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 生活保護費の追加支給の茂原市の見込額について伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 生活保護受給中世帯は3636万3000円、廃止世帯は4545万3000円を見込んでおります。

○議長（向後研二君） さらに質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 生活保護は申請主義が原則と言われております。生活保護追加支給にあたりまして、対象世帯からの申請が必要となるのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 生活保護受給中世帯につきましては申請は不要ですが、廃止世帯につきましては申請が必要となります。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 保護費の追加支給にあたりまして申出が必要となる、先ほど廃止世帯というようなお話でしたけれども、受給をやめた方ということなんだと思うんですけれども、

そちらの方への周知方法については、どのようになさるのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 厚生労働省の支給事務マニュアルに沿って、市公式ウェブサイト及び広報もばらにて周知してまいります。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 今の答弁ですと、これで本当に周知徹底がされるんですかと疑問に思うんですけれども、それでは次に、複数自治体において移転などをして生活保護費を受給したことのある世帯については、どのように申請をするのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部長 佐久間栄一君。

○福祉部長（佐久間栄一君） 追加支給の対象期間に複数の自治体で生活保護を受給していた世帯につきましては、それぞれの自治体に申請する必要があるございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） ということは、支給を諦める方もいらっしゃいますよね。あっちに申請し、こっちにも申請しなくちゃいけない。さきの周知方法でも、これは多分、厚労省の支給事務マニュアルにのっとって行うということなんですけれども、そもそもこの保護費追加支給は対象世帯の責任ではないんですよね。国がそもそも減額して、それが裁判所で違法ですよと言われて、それでその分を、じゃ、支給しますという話なんですから、これ、国の責任なんですよね。そしたら、こういった方々に当然個別に連絡を取るなり、手を尽くすべきだと私は思うんですけれども、こういう点もぜひ国に、市の考えだけじゃないと思いますので、要望してください。答えてくださいと言われるとまた多分困ると思うので、ぜひ要望してください。お願いいたします。

次、市民の足の確保について。地域交通の拡充について伺います。

先ほど再編内容があったんですけれども、この再編内容の市民への周知方法を伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） 広報もばらや自治会回覧、市公式ウェブページ、SNSでの周知などと併せ、デマンド交通運行エリアにおける事前登録会の開催により、利用登録者の拡大に努めてまいります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 先ほどもお話ししたんですけれども、市民バスやデマンド交通にいろいろな御要望を寄せられております。少しでも拡充してもらうため、デマンド交通の運行日、

台数の増加、そして車両の大型化を進めていくべきじゃないんでしょうかと思うんですけども、市の見解を伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） デマンド交通ふれあいにつきましては、祝日や年末年始を除く月水金の週3日、1台体制で、利用者4名が乗車可能なセダンタイプを運行しているところでございます。10月の再編による運行エリア拡大後の利用者数や乗合率の推移、利用者アンケートの実施などにより、ニーズを把握、分析し、判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 今の御答弁ですと、再編後の利用者アンケート等、ニーズを把握したり分析して判断するというような答弁でございましたが、この分析にはどの程度の期間を要するのか、その点を伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） ニーズの把握、分析にあたっては、アンケートの開始から1年程度かかるものと認識しております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、そのニーズ把握に1年かかったとして、さらに市民バス、デマンド交通の利便性向上を図るための、市として一体今後何が課題かという点を伺いたいと思います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） 既存の路線バス、タクシー事業者との合意形成が課題となります。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） この間、この地域公共交通計画というのが1回目、そして2回目ということで、利便性を考え、改善されてきていますし、今回もデマンドバスの地域を増やしたりということでは改善されているのを伺っております。また、多い、例えばカスミのようなところにも止めてほしいというのも改善されました。少しずつではありますけれども、改善しているのは間違いありません。でも、やっぱりもっと回数を、路線バスの回数だけでなく範囲を増やしてほしい。あと、デマンドもそうです。

増やしてほしいと言いますと、必ず返ってくるのが今おっしゃられた業者さんの関係、民営

を圧迫すると。だから、それにならないようにやっているんだと。これがずっと市のほうの答弁になっているんですけれども、でも、茂原市の市民バス、そしてデマンド交通を委託しているのはバス会社さんやタクシー業者さんですよ。だから、全く違うところにやっているわけではなく、そういった地域の業者さんに委託している。ところが、デマンド交通にしても、これをやれば、もうけにならないからちょっと困るみたいな、そういったお話も伺っております。でも、こうした点でも、じゃ、そこら辺が、営業にあまり利益にならないというようでしたら、その金額を上げていくとか、もっと歩み寄るとか、共に地域で共栄共存というのがなされるんじゃないのかなと思うんですけれども、ぜひ要望としては、こうした対決という形じゃなく、共にやれるような方策を、審議会は専門的な皆さんが集まって行われているわけですから、そういった点も考えていただきたいなと思います。この点は本当に強く要望したいと思います。

次に、タクシー券の配布について。これ、令和7年の12月議会で質問いたしました。そのときの答弁は、引き続き関係各課と連携しながら、移動手段の確保に向けた調査研究に努めてまいります。こういった答弁でしたが、現在の市のお考え、どうなんでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 都市建設部長 小高一宏君。

○都市建設部長（小高一宏君） タクシー券の配布につきましては、今年度に入り、福祉部局と情報共有を行ったところでございます。今後も引き続き、連携をより深めていくとともに、市民バス、デマンド交通と合わせた市内全域の公共交通の利便性向上を図る中で、タクシー券の配布についても検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） ぜひ前向きに検討し、早急に実現していただきたい、このように思います。

今、茂原市の近隣の町村の住民の足の確保については、タクシー券の拡充、またタクシー迎車の補助など、行政の対応というのが非常にスピーディーに行われております。それだけ公共交通が不便地域でもあるということもあるんでしょうが、それでは、茂原市の公共交通が本当に充実しているのかという問題が多々聞かれます。実際に取り残されている方、本当にたくさんいらっしゃいますから、少しでも早く改善してほしい。この声が多数上がっています。ぜひ早急の対応をお願いいたします。

では次に、防災について。

避難所のあり方についてですが、指定避難所の運営に当たる直近の動員の方の人数を伺います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 指定避難所に配置している直近動員は61名でございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 避難所運営にあたりまして、女性の視点を取り入れることは大変重要と考えますけれども、この市の取り組みとしては、どのような取り組みを行われているのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 市の取り組みといたしましては、避難所運営に女性の視点を取り入れるため、各避難所の直近動員に女性職員を1名配置するようにしております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 新たにこの直近の動員となった職員の方に対して、避難所運営の質の確保は非常に重要だと思うんですけれども、この取り組みはどのようになされているのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 取り組みといたしましては、毎年直近動員説明会を開催し、指定避難所開設運営マニュアルに基づき避難所運営の説明を行っております。また、新たな直近動員は経験者の直近動員と一緒に配置し、円滑に開設運営できるように努めております。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） ぜひ円滑な運営をよろしくお願いいたします。

次に、その避難所となるところ、これ結構エアコンの問題、空調の問題が出てくるんですけれども、避難所の時期というんでしょうか、避難をする時期が、台風などで、やはり暑い時期にたまたまよく当たるんですけれども、空調設備を茂原市の避難所の中で設置している数、指定避難所の数を伺います。

○議長（向後研二君） 総合企画部長 平井 仁君。

○総合企画部長（平井 仁君） 市民体育館や各福祉センターなど10か所でございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君）　ということは、3分の2がまだ空調設備がない。多分、小中学校の体育館だと思うんですけども、このまだ空調設備が設置されていない小中学校の体育館について、できるだけ早く空調設備を設置していただきたいと思うんですけども、この考えはどうなんでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君）　総合企画部長　平井　仁君。

○総合企画部長（平井　仁君）　近年の猛暑を踏まえ、避難所となる体育館の空調設備は重要性を増しているものと考えております。体育館に空調設備を設置する場合、多額の費用が見込まれることから、現時点では、災害時には協定によるスポットクーラーの設置や、状況に応じて学校に特別教室棟の利用について協力を求めていくなどにより、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（向後研二君）　平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君）　令和5年でしょうか、台風で避難して、大変その避難場所が暑くて、そういうとき、体育館から冷房が設置されている特別教室に移動したり、そういった対応が迅速にやられていたというのは承知しているんですけども、やはり大本の体育館、避難して、それで避難した場所が空調が効いていないために暑くて熱中症を起こした、体調不良を起こした、こういうことであっては2次被害を招く。これはもう本末転倒なので、ぜひ小中学校の体育館、まだ空調設置がされてないところには早期に設置を望みますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（向後研二君）　以上で平ゆき子議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後1時58分　休憩

————— ☆ —————

午後2時15分　開議

○議長（向後研二君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ☆ —————

報告第1号から第2号並びに議案第1号から第12号までの質疑後委員会付託

○議長（向後研二君）　次に、議事日程第2「報告第1号から第2号並びに議案第1号から第12号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、今回の基礎分及び子ども・子育て支援分の課税限度額の改正及び新設によって、その影響を受ける世帯は何世帯あるんでしょうか。また、影響額は幾らになるんでしょうか、伺います。

そしてもう一つ、2つ目としては、中低所得者への国保税の減税、減額が拡充されることになるんですけども、その対象となる世帯数、軽減額はどの程度になるんでしょうか、伺います。この2点、よろしくお願いいたします。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 大和久正君。

○市民部次長（大和久正君） 今回の課税限度額の改正並びに子ども・子育て支援分の新設に伴います影響を受けます世帯数、また影響額についてでございますが、令和8年度課税に必要な令和7年中の所得が確定していないため、本年3月までの課税状況を基に影響を受ける世帯数、金額を試算いたしますと、基礎課税額の限度額の改正では156世帯、課税額では約153万円の増額となるものでございます。また、新設された子ども・子育て支援金分につきましては、加入世帯の全体のうち255世帯が3万円の限度額超過世帯となるものでございます。

続きまして、中低所得者への国保税の軽減が拡充されることに伴います対象となります世帯数、また軽減額についての御質問でございますが、先ほどと同条件で試算いたしますと、5割軽減は18世帯、軽減額といたしましては約44万円となります。また、2割軽減世帯は34世帯、軽減額といたしましては51万円となります。また、子ども・子育て支援納付金につきましては、5割軽減分は約1500世帯で、軽減額は234万円となります。2割軽減は1300世帯で、軽減額は約97万円となるものでございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額である3万円に達する収入について、伺いたいと思います。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。市民部次長 大和久正君。

○市民部次長（大和久正君） 単身世帯の場合は、給与収入で1244万円、また、40歳以上の夫婦と小中学生の子どもが2人いる4人世帯で、夫婦の一方のみが収入を得ている場合は、給与収入で1180万円となるものでございます。以上でございます。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議案第1号「令和8年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第2号「令和8年度茂原市下水道事業会計補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第3号「茂原市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第4号「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） では、議案第5号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、3点ほど質疑をいたします。

1つ目は、新たに創設された満3歳以上を限定する小規模保育事業に係る保育士の配置基準について伺います。

2点目は、満3歳以上限定小規模保育事業の災害に関する安全対策はどのようなになっているのでしょうか。特に、この3歳以上のお子さんというのは、0歳のお子さんと違って非常に動き回るという中では、やっぱり安全面ということがすごく重要視されると思うので、その安全対策をぜひお願い、それについて伺います。

3点目は、満3歳以上限定小規模保育事業に係る給食の提供の基準について伺います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（向後研二君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長 菊池裕二君。

○福祉部次長（菊池裕二君） 満3歳以上限定小規模保育事業に係る保育士の配置基準については、通常の保育所と同様に、3歳児については児童15人につき保育士1人を、4歳児、5歳児については児童25人につき保育士1人を配置した上で、さらに施設全体として保育士を1名

加えることとしております。

次に、災害等に対する安全対策につきましては、通常の保育所と同様に、消火器や非常口、消防署への通報設備等の設置に加えまして、月１回以上の避難訓練、消火訓練の実施や、それらの訓練及び施設点検のスケジュール等を定める安全計画の策定を義務づけております。

最後に、給食の提供につきましては、施設内の調理を原則としておりますが、一定の条件を満たした場合には、ほかの施設からの搬入も可能としております。以上です。

○議長（向後研二君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） では、再質問を２点ほど。今お話ありましたけれども、この給食について、一定の条件を満たせばほかの施設から外部搬入ができるということなんですけれども、その条件について伺います。

２点目は、満三歳以上限定小規模保育事業、本市でこの実施は予定しているのでしょうか、伺います。

○議長（向後研二君） 福祉部次長 菊池裕二君。

○福祉部次長（菊池裕二君） 献立等について、栄養士による指導が受けられる体制を確保し、児童の発達段階やアレルギー等に配慮した給食を提供できることが条件となります。

また、現在本市において実施を予定している施設はありません。以上です。

○議長（向後研二君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に議案第６号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第７号「茂原市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第８号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第９号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第10号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第11号「名誉市民の推挙につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第12号「財産の無償貸付けについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第8号から第11号までについては、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、議案第8号から第11号までについては、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会にその審査を付託します。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第3「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明13日から17日までは、報告書作成等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は、18日午後1時から開き、議案並びに請願・陳情の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午後2時28分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 一般質問

1. 佐久間秀之議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 交通安全について
- ② 健康寿命の延伸について
- ③ ゴミ問題について

2. 高山佳久議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① こども計画について
- ② 災害対策について
- ③ 不登校について
- ④ 教職員の休職等について
- ⑤ 学校給食について

3. 平ゆき子議員の一般質問並びに当局の答弁

- ① 市長の政治姿勢について
- ② 福祉について
- ③ 市民の足の確保について
- ④ 防災について

2. 報告第1号から第2号並びに議案第1号から第12号までの質疑後委員会付託

3. 休会の件

○出席議員

議長 向 後 研 二 君

副議長 細 谷 菜穂子 君

2番	高 鳥 竜 平 君	3番	佐久間 秀 之 君
4番	折 原 孝 浩 君	5番	糸 久 佳 伸 君
6番	野 口 雅 一 君	7番	小 倉 義 久 君
8番	御 園 敏 之 君	9番	工 藤 孝 弘 君
10番	河 野 英 美 君	11番	横 堀 喜一郎 君
12番	河 野 健 市 君	13番	高 山 佳 久 君
14番	石 毛 隆 夫 君	15番	岡 沢 与志隆 君
18番	鈴 木 敏 文 君	19番	平 ゆき子 君
20番	ますだ よしお 君	21番	三 橋 弘 明 君
22番	常 泉 健 一 君		

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

1番 高 澤 知佳代 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	市 原 淳 君	副 市 長	大 石 学 君
教 育 長	富 田 浩 明 君	総 合 企 画 部 長	平 井 仁 君
財 務 部 長	菅 谷 直 博 君	市 民 部 長	白 井 康 史 君
福 祉 部 長	佐久間 栄 一 君	経 済 環 境 部 長	鬼 島 啓 太 君
都 市 建 設 部 長	小 高 一 宏 君	教 育 部 長	佐久間 尉 介 君
総 合 企 画 部 次 長 (総務課長事務取扱)	神 馬 幹 夫 君	財 務 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	平 井 香奈子 君
市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	大和久 正 君	福 祉 部 次 長 (高齢者支援課長事務取扱)	菊 池 裕 二 君
経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	吉 田 功 君	都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	本 間 一 裕 君
都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	井 上 守 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	根 本 孝 亮 君
職 員 課 長	篠 崎 武 彦 君	財 政 課 長	麻 生 達 也 君

———— ☆ ———— ☆ ————

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 田 喜一郎
局 長 補 佐	腰 川 雅 之
議 事 係 長	吉 野 喜美恵